

平成 22 年度愛媛県 N P O 法人活動助成事業費補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、平成 22 年度愛媛県 N P O 法人活動助成事業実施要領に基づき、あったか愛媛 N P O 応援基金団体登録要綱第 4 条に基づく登録の決定を受けた団体（以下「登録団体」という。）が行う不特定多数の者の利益の増進に寄与する活動に要する経費（以下「活動経費」という。）に対し、予算の範囲内で、愛媛県 N P O 法人活動助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、愛媛県補助金等交付規則（平成 18 年愛媛県規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第 2 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次表の第 2 欄のとおりとし、補助金の額は、次表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める補助対象経費の支出額とを比較して低い額を限度として交付する。

1 基 準 額	2 補助対象経費
100,000 円 ただし、団体希望寄附のあった団体においては、別途知事が定める額	当該年度の活動経費のうち管理又は事業に要する経費 （報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他特に必要と認められる経費）

（補助金の交付申請）

第 3 条 補助金の交付を申請する団体は、愛媛県 N P O 法人活動助成事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 4 条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、速やかに通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第 5 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、あらかじめ愛媛県 N P O 法人活動助成事業費補助金交付変更（中止）申請書（第 3 号様式）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書（様式第 4 号）により速やかに通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助事業者は、補助事業完了後速やかに愛媛県NPO法人活動助成事業費補助金実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第7条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、愛媛県NPO法人活動助成事業費補助金確定通知書（第6号様式）により、通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、愛媛県NPO法人活動助成事業費補助金精算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、愛媛県NPO法人活動助成事業費補助金概算払請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月27日から施行する。